

令和2年第9回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第4～5号）を除く

令和2年第9回教育委員会会議

1 日 時 令和2年5月15日(金) 13時30分～16時30分

2 場 所 S T V北2条ビル6階 A・B会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
学校施設担当部長	松 原	和 幸
保健給食課長	前 田	健 志
学校教育部長	相 沢	克 明
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
教職員育成担当課長	市 川	恵 幸
企画担当係長	森 岡	香 子
企画担当係指導主事	寺 田	晋 哉
義務教育担当係長	山 下	敦 史
義務教育担当係長	三 浦	敦 司
義務教育担当係長	阿 部	晋 也
義務教育担当係長	皆 川	慎太郎
義務教育担当係指導主事	福 井	浩 史
義務教育担当係指導主事	大 卷	太 一
高等学校担当係長	牧 野	弘 幸
特別支援教育担当係長	北 原	義 之
研修担当係長	高 梨	美奈子
研修担当係長	上 野	智恵美
研修担当係長	河 合	博 子
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
児童生徒担当係長	高 橋	智 子
教職員担当部長	紺 野	宏 子
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一

4 傍聴者 8名

5 議 題

報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針の改正について

議案第2号 市立幼稚園の今後の在り方に関する方針（案）について

議案第3号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第4号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第9回教育委員会会議を開会いたします。
感染症対策のため、委員会会議室よりも広い会議室にしています。マスクの着用、加湿器の利用、会議時間の短縮などに取り組んでおります。ご協力をお願いします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

なお、中野倫仁委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第5号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第4号及び第5号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

報告第1号、新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 私から幼稚園、学校及び教育委員会所管施設における臨時休業・休館等の状況についてご説明いたします。

まず、臨時休業期間の延長についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。4月28日の教育委員会会議にてご説明いたしましたとおり、札幌市立の幼稚園及び学校におきましては、5月6日まで臨時休業することとしておりました。

5月1日に開催された第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、市長から、市立幼稚園及び学校において実施している臨時休業の期間を5月10日まで延長するよう要請があったことから、「2 臨時休業期間の延長」に記載のとおり決定したところでございます。

別紙2をご覧ください。その後、5月4日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。これを受けまして、5月5日に、第7回本部会議におきまして、市長から、臨時休業の

期間を5月31日まで延長するよう要請がありましたことから、「2 臨時休業期間の延長」に記載のとおり決定したところでございます。

最後に、学校、幼稚園以外の教育委員会所管施設についてご説明いたします。別紙3と別紙4を併せてご覧ください。市内に46ございます図書館の他、青少年科学館などの社会教育施設につきましても、5月31日まで休館することとなりました。経緯につきましては、先ほどご説明した市立幼稚園及び学校のものと同じでございます。

以上、札幌市における感染の流行に鑑み、これを早期に終息させるために必要な措置であると判断し、全ての幼稚園、学校の臨時休業及び図書館、社会教育施設の閉館の延長を行っておりますので、ご報告いたします。

○**学校教育部長** 私からは、一斉臨時休業期間延長に伴う幼稚園・学校における対応についてご説明いたします。

インデックス別紙2を2枚おめくりいただきまして、「別紙 臨時休業の実施に伴う対応について」に沿ってご説明いたします。

まず、「2 幼稚園における預かり保育について」ですが、現在、市立幼稚園は臨時休業中ではありますが、預かり保育につきましては、就労等によりやむを得ないご家庭を対象として実施しております。利用状況ですが、日によってばらつきはございますが、9園合わせて1日に20名前後の幼児の利用がございます。

続きまして、「3 学習について」ですが、別紙5の横版の資料に沿ってご説明いたします。休業中の学習支援については、4月に引き続き、主に3つの支援を進めております。

1つ目は、新しい教科書を受け取って間もなく休校となりましたので、教科書を見ながら学校の再開に向けた「予習」ができるよう、教科書の内容に沿った小・中学校全学年分の学習課題を、4月に引き続き、市公式ホームページなどを通じて定期的に全ての家庭に提供しております。

また、いわゆる全学年の学習プリントを提供して子どもたちが「問題」に繰り返し取り組めるようにしております。具体的には、教科書会社と連携し、学校や子どもの実態に応じて取り組むことのできるプリント配信サービスの利用を可能といたしました。こちらは、子ども自身が答え合わせをできる内容となっております。各学校でも先生方が独自の課題を作成して学習支援をしているところでございます。

2つ目は、家庭学習をサポートするための学習動画を、教育委員会として作成し、インターネットを通じて配信しております。現在、現場の教員と指導主事が連携しながら、サポート動画を順次増やしているところでございます。各学校が独自に学習動画やメッセージ動画などを作成し、学校ホームページ上で配信で

きる環境も整え、活用が広がっているところがございます。

3つ目は、こうした学習課題に計画的に取り組んでいただくとともに、自宅で長い時間を過ごす中で、生活リズムが大きく乱れることのないよう、支援しております。具体的には、1日、1週間ごとの時間割を、子ども自ら、あるいは保護者の方と一緒に確認していただけるよう、教育委員会や学校から時間割の参考例などを提供しております。

教育委員会としましては、これまでの家庭と学校とのつながり方につきましては、例えば、電話を中心とした、子どもの学習状況の把握やアドバイス等に加え、インターネットを通じて、子どもが学習について先生に質問できる仕組みなど、できることから取組を進めているところがございます。引き続き、あらゆる手段を試しながら、多様なつながりを構築してまいります。

それでは、別紙2の「4 学校再開後の教育活動について」をご覧ください。

先ほどご説明いたしました3つの取組等により、子どもたちの家庭学習を支援しているところではありますが、授業時数確保や効率的かつ効果的な指導方法の工夫など、家庭学習の充実も含め、総合的な対策を早急に検討する必要があります。子どもたちが、今年度学ぶべき内容を確実に履修することができるよう、学校再開後のカリキュラムの再編成や実施方法の工夫について、今後、教育委員会で検討しているところであり、教育委員会から方向性を示す予定でございます。

次に、「5 幼児児童生徒の心身の状況の把握と心のケアについて」をご覧ください。

休業期間が長期となっておりますことから、幼児児童生徒及び保護者との連絡を一層密にすることが重要と考え、少なくとも2週間に1回程度、具体的には、今週1週間と5月の最終週を目安としてお示ししておりますが、全ての幼児児童生徒を対象として、教員からの電話等による状況把握を実施することとしております。

また、特に心配のある児童生徒がいる場合は、必要に応じて家庭訪問を行うなど、より丁寧な状況把握に努めるとともに、状況によってはスクールソーシャルワーカーを活用するなどして、児童相談所等と連携して、必要な支援を行うこととしております。

現在、一部の学校において、双方向で先生と子どもたちがオンライン上で顔を見合える仕組みを試行しているところではありますが、先ほどご説明いたしました学習支援と同様に、今後も、現状で可能なツールを増やす取組を早急に進め、家庭と学校とのつながりを多様にすることで、子どもや家庭の状況に応じた手厚い支援につなげてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた、学校職員の在宅勤務につき

ましては、引き続き取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、引き続き、感染拡大防止の取組を徹底するとともに、家庭で過ごす幼児児童生徒の支援の充実に努めてまいります。

○長谷川教育長 それでは、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。前回からの、これまでの取組ということでございます。

○佐藤委員 すでにご検討いただいているということですが、別紙2の別紙の4番、学校再開後の教育活動についてというところの米印の部分なのですが、長期休業日の一部を授業日とすること等も検討ということで、私もぜひそのようにしていただきたいと思っています。

今現在、別紙5にありますように家庭学習がかなり充実されたかたちで、子どもたちが頑張っていると思います。先生方も教材の作成に相当力を入れておられると思いますので、後々の教育課程に無理がかからないという意味を含めまして、ぜひ休業期間中の一部を授業日とカウントするようなご検討をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 現在、実際の授業時数、それから、実際どこまで可能なのかということを考えながら、無理のないかたちで、子どもたちが、状況が違う中で、一人も取り残すことのないよう支援ができるようにということで、一定程度の長期休業を授業日に振り替えるということで検討を進めています。もう少しで、検討結果を各学校に周知できるようにしてまいりたいと思います。

○石井委員 別紙2の別紙3の臨時休業中の学習についてと、5の幼児児童生徒の心のケア等についての意見になるのですが、実際に私も小学生の子どもを育てていて、教育委員会から出された学習課題や、学校からの課題に取り組んでいる状況です。当初出されたときよりもコンテンツが充実してきていて、私の子どもの通っている学校ではユーチューブチャンネルも開設されて、かなり充実して家庭学習も、かなり本人も意欲的に取り組むようになったと思っています。

ユーチューブチャンネルに関しては、自分の知っている先生の声が聞けたり、演奏している様子だとかを見たり聞いたりするということで、子どもの食い付きが違ったりだとか、安心感が違うということで、ぜひ充実できるのであれば、さらにコンテンツを増やしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、双方向、オンライン上で顔が見えて、関係を構築できるような取り組みを試行しているということで、子どもたちも3か月に及ぶ休校で、双方向での

コミュニケーションに非常に飢えているというか、恋しがっている状況がすごくあると思います。学習だけではなく、心のケアという部分でも、顔が見えて、知っている人や友達の声が聞けるというコミュニケーションが非常に大切になると思うので、ぜひ試行後、できそうであれば、可能な学校からやっていくというのを、ぜひ教育委員会としても応援、支援してほしいと思っています。

○**学校教育部長** 双方向のところ、試行しておりますので、やれるようになったらやれるところからできるだけ速やかに進めてまいりたいと考えております。併せて、全てのご家庭がそういったかたちができる環境ではありませんので、実際に進めるに当たっては、そういった環境のないお子さんが取り残されないようなかたちを十分配慮しながら進めていこうと考えております。

○**長谷川教育長** 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、報告第1号につきましては、以上です。

◎**議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針の改正について**

○**長谷川教育長** 続きまして、議案第1号は、市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針の改正についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 昨年の令和元年6月25日の教育委員会会議において、令和3年度入学生から開成中等教育学校の入学者決定に係る男女別定員を廃止することについてすでに決定していただきました。

本日は、この決定を踏まえ、「市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針」の改正についてご審議いただきたいと考えております。それでは、内容についてご説明いたします。

まず、昨年度の決定についてご確認をさせていただきます。資料4をご覧ください。本資料は昨年の6月25日の教育委員会会議にて提示した資料でございます。

現在、開成中等教育学校の募集人員は160名、開校当初から男子80名、女子80名の男女別定員制としてきております。

一方で、中ほどに記載しておりますが、制度をつくった際とは異なる新たな状

況が生じており、札幌市教育委員会といたしましても、性別によらない名簿の使用に係る通知を全市立学校に発出するなどの取組を行ってきております。

こうした流れを踏まえ、昨年6月に、令和3年度入学生から開成中等教育学校の男女別定員を廃止することを決定していただいたところです。

その際、男女別定員を規定している「市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針」の改正については、令和2年度に行うことを併せて決定していただきました。

次に、本日の「市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針」の改正についてですが、資料3の「基本方針新旧対照表」をご覧ください。

現行では男女別定員に係る記載について、「I 入学者決定の基本的な考え方」のアンダーライン部分をはじめ、7カ所ございます。これらの該当箇所を右にあるとおり、改正案では全て削除または修正するという内容になっております。なお、それ以外の内容についての変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 異論ありません。

○長谷川教育長 よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 市立幼稚園の今後の在り方に関する方針（案）について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、市立幼稚園の今後の在り方に関する方針（案）についてです。

事務局から説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 本方針案につきましては、2月6日の教育委員会会議において、ご審議をいただき、ご承認を得た後、2月20日の文教委員会で報告いたしました。その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからご意見をいただいたところです。

本日は、パブリックコメント手続きの結果を、ご説明させていただくとともに、パブリックコメントを含めた本方針案を確定させるため、付議させていただきました。

それでは、別紙「方針（案）」の27ページ「2 方針案に対する市民意見」をご覧ください。この部分が前回の教育委員会会議の資料から新たに追加した内容となります。

まず、「（1）パブリックコメントの概要」についてでございます。

「① 意見募集期間」は、今年の3月5日から4月6日までとし、この期間中の3月中旬に、閉園する園の保護者と地域の方々を対象とした説明会を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止といたしました。しかし、市立幼稚園の保護者については関わりが大きいと、より丁寧に意見を伺う必要があると考え、4月13日から21日までの期間を設定し、改めて意見を募ったところです。「② 意見提出方法」「③ 資料の配布場所」については、資料にあるとおりでございます。

次に、28ページ、「（2）意見内容」についてですが、意見の提出者は25人で、件数は41件でした。これは、お一人で複数のご意見をいただいた方がいらっしやっただけでございます。ご意見をいただいた方の「年代別内訳」と「提出方法別内訳」については、表のとおりとなっております。「項目別内訳」につきましては、第4章と、第5章が多くなっております。

29ページ、「（3）パブリックコメント意見の概要・市の考え方」についてです。第1章から順に「意見の概要」とそれに対する「市の考え方」を示してありまして、同じような趣旨のご意見につきましては、「類似意見」としてまとめております。

それでは、いただいたご意見をいくつか紹介させていただきます。30ページの、「第4章 札幌市の今後の幼児教育及び市立幼稚園のビジョンと施策」については、一番上の「特別な教育的支援を必要とする幼児への対応や幼保小連携の具体的な手法などの豊富な知見を、私立幼稚園や保育園に積極的に還元してもらいたい」とのご意見や、その下の、「教職員の資質向上に取り組んでいただきたい」とのご意見、また、中ほどの「特別な教育的支援を必要とする幼児が、必要な支援を得られるよう関係機関との連携の在り方について検討してほしい」、31ページの上、「幼児教育支援員の増員に加え、業務について柔軟な取扱いをしてほしい」など、今後の施策に関わり、賛成のご意見やご要望をいただきました。これらのご意見から研究実践園としての役割につきましては、一定程度ご理解いただいていると捉えるとともに、今後、方針を具体的に進めていく際に留意すべき点につきましてもご指摘いただいたものと考えております。

続きまして、「第5章 市立幼稚園の課題及び今後の役割と体制」についてで

ございますが、32ページ下にありますように、「市立幼稚園の存続」について7件のご意見が寄せられました。これは、市立幼稚園の遊びを中心とした教育や特別支援教育の取組、教師間の連携の良さなどについて主に保護者の方から評価をいただいたものと捉えておりますが、市の考え方にありますように、5園に集約した上で研究実践園としての機能の拡充を図り、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、33ページの一番上にありますとおり、市立幼稚園の定員充足率の低下等の現状から、「再編の必要性についての理解」を示すご意見や、その下の園舎の跡活用等、「資源の有効活用を進めてほしい」というご意見をいただきました。その他、「教員の採用再開を歓迎する」というご意見もいただいております。

今回いただいたさまざまなご意見を踏まえまして、教育委員会事務局として総合的に検討した結果、方針案の変更や修正は行わないことといたしました。方針案でお示ししたとおり、園の再編を契機とし、限られた人材を5園に集約するとともに、教員の新規採用や幼児教育支援員の増員を行い、研究実践園としての機能を更に充実させ、幼児教育施設に発信、啓発して、札幌市の幼児教育の質の向上を図ってまいりたいと存じます。

今後の予定といたしましては、本日、本案をご承認いただけましたら、本方針を決定とさせていただき、冊子として印刷し、関係機関に配布するとともにホームページにおいて公表する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それではただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○阿部委員 一応確認ということで伺いたいのですが、市教委が考えることと、市民の方からのパブリックコメントをいただいた中で、市教委が考えるこれからのビジョンと、市民の方から寄せられたパブリックコメントについて、大きなブレがないので、施策を変えないという理解でよろしいですか。

○児童生徒担当部長 この度いただいたご意見の中では、これまでの市立幼稚園の機能につきましては評価いただいておりますけれども、その上で、現状をさまざま鑑みた中では大きなブレはないと判断したものでございます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○道尻委員 パブリックコメントの意見の中で、特別な教育的支援を要するお

子さんについての市立幼稚園の役割について、とても重要な役割を果たしているといったようなこと、あるいは、私立の幼稚園で受入れが可能なのかといったご心配を示されているようなご意見もあります。

私から2点お尋ねしたいのですが、1つは特別な教育的支援を要するお子さんについての私立幼稚園での受入れの実情、現状はどういったところにあるのかということが1点。それから、特別な支援を要するお子さんが、遠距離にある市立幼稚園に通いたい、通う必要があるという場合、例えば送迎等の支援等といったことはあり得るのか、ご説明いただきたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 私立幼稚園の特別な教育的支援が必要なお子さまの受入れについてですが、私立、市立、それぞれにおいて、受入れが進んでおります。しかし、特別な教育的支援が必要なお子さまの保育については、具体的な指導方法の悩みなどを教職員の方からご相談いただいておりますので、幼児教育支援員を派遣するなどしまして、教育委員会として助言等を進めているところです。

それから、遠くの幼稚園に通わなければならないという実態ですが、私立幼稚園が概ね通園バスを出すなどしておりますので、今回閉園する幼稚園につきましても付近の状況を確認しましたが、受入れ状況については確保できるものと考えております。

○**道尻委員** 特別な支援を要するようなお子さまについても、近くにある私立幼稚園に通園できる環境が整っていると判断されているという理解でよろしいでしょうか。

○**児童生徒担当部長** はい。

○**道尻委員** 分かりました。

○**長谷川教育長** 他にはいかがでしょうか。今回をもって、承認ということであれば決定ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** ありがとうございます。それでは、議案第2号につきましては、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第3号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○長谷川教育長 続きまして、議案第3号は、札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問についてです。

事務局からの説明に入る前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正、中立性をしっかりと確保しなければなりませんので、委員の皆さまに、改めて確認させていただきたいことがあります。

委員の皆さまの三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方がいらっしゃる事及び特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、また、圧力等はなかったということによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 ただいま、皆さまから、三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方はいないこと、及び影響力の行使や圧力等はなかったという回答をいただきましたので、教育委員会による審議は、教科書採択の公正、中立性を確保し得るものであると判断いたします。

それでは、審議に入ります。事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 札幌市では、教科用図書の選定を公正に行うため、条例に基づく附属機関であります「札幌市教科用図書選定審議会」を設置しており、教育委員会の諮問により、調査研究を行っております。

本年度は、令和3年度から使用する中学校用・中等教育学校前期課程用、高等学校・中等教育学校後期課程用、特別支援教育用の教科用図書の採択替えを行う必要がございますので、審議会でこれらの教科用図書の調査研究を行っていただき、教育委員会に答申をいただくことといたします。本案は、教科用図書採択を行うのに必要な調査研究を、審議会に対して諮問することについて、お諮りするものでございます。

本題に入ります前に、まずは、本年度に行う教科用図書採択について簡単にご説明いたします。教科用図書の採択は、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類に大別できます。

なお、中等教育学校につきましては、前期課程は、その教育の成果を他の市立中学校の課題探究的な学習の充実に生かしていくことも大きな意義の一つであることから市立中学校と同一の教科用図書を使用するものとし、中学校用に含まれることといたします。また、後期課程は、他の市立高等学校と同じく採択することとしているため、高等学校用に含まれることとしております。

このうち、小学校と中学校は法令の定めにより原則4年ごと、法令による定め

のない高校と特別支援は原則毎年、採択替えを行っております。小学校については、前回、令和元年度に採択替えを行ったところです。中学校については、前回、平成27年度に採択替えを行いましたので、本来であれば昨年度、令和元年度が、採択替えを行う年でありましたが、中学校では来年度、令和3年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴い、昨年度は、新たな教科用図書がどの発行者からも発行されませんでした。このため、昨年度は採択替えを行わず、引き続き同じ教科用図書を1年延長して使用することを、教育委員会会議でも承認をいただいたところです。

これらを踏まえまして、今年度の教科用図書採択については、小学校用の教科用図書は現在使用しているものと同じものを引き続き採択し、中学校用の教科用図書は全ての教科で採択替えを行います。また、高等学校用及び特別支援教育用の教科用図書については、例年どおり採択替えを行うことといたします。

続いて、「調査研究の基本方針」についてご説明いたします。こちらは、教育委員会が選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものでございます。

まず、「中学校」のインデックスのページをご覧ください。「1」にありますとおり、北海道教育委員会から示される「令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準」に基づき、発行者から送付される全ての教科用図書見本について、発行者が作成する「教科用図書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する「令和3年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」を参考としながら調査研究を行うこととなります。

次に、「2 調査研究の観点」ですが、調査研究においては、北海道教育委員会が作成する「採択参考資料」を基礎資料としつつ、札幌市の地域性や札幌市の子どもの実態を踏まえ、札幌市教育振興基本計画に基づき、各教科において「札幌市として設定する調査研究項目」を設定することとしております。

それでは、1枚おめくりいただき、教科ごとの「調査研究項目」の具体的内容について説明させていただきます。

まず、調査研究項目の基本的な枠組みについて、各教科同じでございますので、1ページ目「国語」を例にとりご説明いたします。表の左側には「調査研究項目」及び「設定の理由」を示しております。1及び2は「共通項目」、3以降は、教科によっては「教科別項目」となっております。

なお、説明の中では、「札幌市教育振興基本計画（後期アクションプラン）」を「後期計画」と省略して述べさせていただきます。

○長谷川教育長 説明の途中ですが、まず、基本方針の全般についてご質問いただいた上で、調査研究項目について、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。

説明の途中になりましたけれども、教科用図書採択全般の基本方針についてご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思っております。後ほどトータルでご質問、ご意見を伺いたいと思っておりますが、まずはここで一旦区切らせていただきます。いかがでしょうか。特になければ、続きをご説明いただいた後、全体を通してご質問を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**学校教育部長** それでは、具体的な札幌市として設定いたします調査研究項目について説明をさせていただきます。

先ほど、国語のページを例にとり、基本的な枠組みについてご説明させていただきましたところでした。

「共通項目」については、札幌市として推進している教育活動を踏まえ、全教科共通の調査研究項目として、「ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進」及び「一貫性・連続性のある教育活動の充実」の2つを設定しております。

次に、「教科別項目」ですが、教科によって1つまたは2つを設定しております。多くの教科につきまして、「後期計画」の基本施策や各教科の特性を踏まえ、「自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進」や「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」を設定し、課題探究的な学習活動や人間尊重の教育の取扱い、命を大切にす指導の取扱いなど、今日的な教育課題の取扱いについて、調査研究できる項目を設定しております。

それでは国語から順に、特徴的な部分のみを抜粋して、ご説明いたします。国語は、「国語」と「書写」の2つに分かれております。「国語」は、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと各領域における課題探究的な学習活動が可能な内容となっているかについて調査研究いたします。

続いて2ページ目の「書写」ですが、「国語」同様に、「課題探究的な学習活動の推進」を「教科別項目」に設定しております。

続きまして、3ページから6ページまでの「社会」です。「社会」は、「地理的分野」「歴史的分野」「公民的分野」のそれぞれにおいて、2つの「教科別項目」を設定しております。

3ページ目の「地理的分野」については、4（2）において、札幌や北海道の地域的特色の取扱いについて調査研究いたします。

4から5ページの「歴史的分野」「公民的分野」については、4（1）から（3）で、アイヌ民族、子どもの権利をはじめとした、さまざまな人権の取扱いについて調査研究いたします。

○**長谷川教育長** 一旦社会までで区切らせていただきます。

○**学校教育部長** 分かりました。6ページの「地図」につきましては、「社会科」の学習の中で資料として適宜使用されるものであることから、「共通項目」は設定せず、「教科別項目」のみ設定しております。1（1）において「身近な地域の社会的事象に関わる教材の取扱い」について調査研究いたします。よろしくお願いたします。

○**長谷川教育長** それでは、一旦国語と社会について共通項目、教科別項目のご説明がございました。こちらにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願したいと思ひます。

○**佐藤委員** 始めに、確認という意味合いになるのですが、各教科全般的な内容につきまして、札幌市として設定した調査研究項目と、新学習指導要領の改訂の趣旨の関係性について全般的に伺いたいということと、各教科の指導主事の先生がいらっしゃるのので、国語と社会までですが、それぞれの指導主事の先生に、新学習指導要領で求められていること、それから、特に重視されていることを教科ごとにお聞かせいただければありがたいと思ひます。

○**学校教育部長** まず、大きなところなのですが、新学習指導要領におきましては、主体的、対話的で深い学びというところをしっかりと進めていくということがございます。各教科で札幌市として設定する調査研究項目の1のところ、ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育むという中において、主体的、対話的で深い学びというところに関係するものがあれば、そこに入りますし、そこから教科によって漏れる部分についても、必ず教科別項目の中で課題探究的な学習というところをしっかりと調査研究するというので、新しい学習指導要領との関わりというところを広く捉えているところです。

あとは、社会に開かれた教育課程というところにつきましても、共通項目の1のところの、ふるさと札幌との関わり、あるいは、さらに学習指導要領の中で、小中高のつながりということがございますので、札幌市としても小中一貫した教育を進めていくという方針をまとめたところがございますので、共通項目の中に入れておると、大きなフレームとしてはそういうかたちになります。

○**佐藤委員** 分かりました。ありがとうございます。各教科について、よろしくお願いたします。

○**皆川義務教育担当係長** 国語のことに関してお話をさせていただきます。国語

の今回の学習指導要領の改訂について、特に押さえておきたい項目は2点あり、考えの形成の重視と、学習過程の明確化です。

1点目の考えの形成ですが、札幌市の子どものように、全国的に、根拠を明確にして、自分の考えを述べること、話すことに関して課題が挙げられております。こうしたことから、現行の学習指導要領では、読むことの領域のみ考えの形成という指導事項が明記されていたのですが、これを、話すこと、聞くこと、書くことにまで広げて、全領域に考えの形成の指導が位置づけられたことに特色があります。

2点目の学習過程の明確化については、単純にイメージしていただくとすれば、子ども自身が目的意識を持って、今学習していることが、どんな力を身に付けるために、どういうふうに関わるのか、そういった学習の流れを意識できることを大切にして授業を行うことを重視しているということです。

以上2点に関しては、札幌市が推進している課題探究的な学習と深く関連があるところだと思っていますので、そこを反映した項目を設定いたしました。

○佐藤委員 ありがとうございます。調査研究の具体的な内容というところを拝見しながら聞いていたのですけれども、1点目の考えの形成というのは恐らく論理的思考というのを育成するということだと思うのですが、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと全般に関わるということですね。分かりました。学習過程の明確化は、具体的な内容という辺りにどこかに記載がありますか。

○皆川義務教育担当係長 直接言葉は表現していませんけれども、自ら課題を見つけて、目的意識、課題意識を見つけて、学習に取り組んでいく、ここが関連しています。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 社会お願いします。

○阿部義務教育担当係長 社会科において、新学習指導要領の改訂のポイントは4点ございます。1点目は伝統文化等に関する教育の充実、2点目は主権者教育の充実、3点目は領土や防災に関する教育の充実、4点目は社会の変化と持続可能性への対応です。

その中で、伝統文化に関しましては、特筆すべきは、江戸幕府の成立と対外関係の学習において、アイヌ文化について触れることとされた点です。

○佐藤委員 2点目を聞き逃したのですが。

○阿部義務教育担当係長 主権者教育の充実でございます。こちらは、法立の改正に伴いまして、選挙権が18歳以上に引き下げられていることを踏まえて、公民的分野の選挙権の学習を主権者教育に絡めて調査研究を行ってまいりたいと考えています。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○石井委員 質問なのですが、国語と社会をご説明いただいて、気になるのが、札幌市の子どもたちの課題が各教科であれば、教科ごとにお聞きしたいと思います。国語と算数と外国語に関しては学力調査でかなり傾向や課題が分かっていると思うのですが、他の教科において課題があれば、これから説明していただくときに教えていただきたいです。

○長谷川教育長 教科それぞれ、調査研究項目についてご審議いただくわけですが、その前段として、そういった課題認識があれば、教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

まず、社会、国語に限らず、札幌の子どもたちにとって課題と考えられるものがあるのかということです。

○石井委員 各教科の札幌市の子どもたちの課題と、今回の選定した調査研究項目と関わりがあれば、国語と社会をはじめ、教えていただけたらと思えます。

○皆川義務教育担当係長 国語については、教科別項目の設定の理由のところを書いてあるとおりで、特に自分の考えを持つことに課題があります。

○阿部義務教育担当係長 社会科においては、これまでに実施いたしました札幌市学習実現状況調査、最近では平成26年、平成29年の結果から、社会的事象の内容や背景を自分の言葉で説明、表現する力、図や表にまとめたり、資料から分かることを判断したりする力に大きな課題があると捉えております。こちらについては、それぞれの地理、歴史、公民的分野において、課題、探究的な学習の取扱いの項目の方で調査研究をしてまいりたいと思っております。

○長谷川教育長 よろしいですか。

○石井委員 はい。

○阿部委員 2点ほど伺いたいと思います。今国語と社会の説明をいただきまして、地図以外の教科別項目のところに、札幌市の子どもたちの課題が何かということ自分で探しながらやっていきたいと思いますということが課題になっていることから、全ての教科で課題探究的な学習の取扱いがあるのですが、地図にだけそれがない状況になっているので、地図からそれが外れているのはどういった理由なのかというのが、まず1点伺いたいと思います。

もう1点は、4ページ目のところの最終項目の(3)で、その他の人権の取扱いというところで、私の感覚と文章の書き方の問題なのかもしれないのですが、国籍、年齢の違い、性などをめぐる問題と書かれていまして、これが、最終的につながっていく、偏見や差別をなくす心情を育てることが可能な内容となっているかということだと思うのですが、年齢のところだけ、違いというのが入っているのはどういう理由なのでしょう。

例えば、国籍の違い、年齢の違い、性別の違いとなっているのであれば、偏見や差別をなくしましょうというところにつながっていくと思うのですが、年齢だけ違いが入っていて、性などをめぐる問題となっているのが、どのような背景からこういう書き方になっているのか、細かいのですが、伺いたいと思いました。

○阿部義務教育担当係長 まず、地図についてですが、主に地理的な分野での活用ということになります。他にも歴史や、公民でもぜひ使っていただきたい、そういった特徴がありますけれども、やはり教科書において使って、課題探究的な学習を進めていく、その上で、補完的な資料として活用ということですので、主に地域社会の社会的事象に関わる教材の扱い、主に北海道地方についてどのようなスケールで描かれているのか、であるとか、または、北海道の学習をする上で、札幌の学習の資料がどのような資料が充実しているのか、調査研究してまいりたいと考えております。

もう1点、歴史の部分ですが、国籍や年齢の違いは、子どもと老人が歴史上、どのような差別や偏見、立場が違ったのか学んでいきたいと思っております。性などとしているのは、昨今の情勢から、性をめぐる問題というのは、男性、女性という性的なものだけではなく、さまざまなセクシャリティの問題、性の多様性というものがあると思っております。学習指導要領の中には、いわゆる性的マイノリティについて取り扱うという文言はありませんが、新しい教科書の中ではどのように取り扱われているか分からないものですので、このように幅広く設定させていただいております。

○阿部委員 1点目については非常に良く理解できました。探究の中で補完的に使うものだから、課題探究という言葉が載っていないということですね。

2点目について、私の言い方が伝わっていなかったのだと思いますが、年齢のところだけ、違いという言葉が入っていることについて、どうしてここだけ違いという言葉をあえて使っていて、ここでいうと国籍の違い、年齢の違いというのが正しい表現ではないでしょうかということをお願いしたかったのです。

○長谷川教育長 これは、下の5ページ目の公民的分野でも同じ項目があって、国籍や年齢の違いになっているので、単純にここに合わせれば良いと思うのですがいかがでしょうか。

○阿部義務教育担当係長 申し訳ございません。誤植でございます。ご指摘ありがとうございます。

○阿部委員 納得しました。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。今いろいろとご指摘、ご質問等をいただいておりますけれども、調査研究項目について、それぞれの教科ごとに確認を行い、ご承認をいただくという作業をしていただいております。そういったことを前提に、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

社会については、若干表現を直すところがございますが、それ以外で修正等がございますか。よろしければ、札幌市として設定する調査研究項目の国語と社会については、この内容で進めてよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それではそのようにさせていただきます。

前後して恐縮ですが、その前に先ほど全体の説明ということで、中学校というインデックスの付いた調査研究の基本方針の説明がございましたが、調査研究の方法、観点についてご意見がございましたらお願いしたいということと、もしないようであれば、こういった方向で進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 基本方針については、昨年小学校同様だと思いますので、結構です。

○長谷川教育長 はい。基本方針については、この内容で進めさせていただきます。

それでは、次に、数学について説明をお願いします。

○学校教育部長 数学については、全国学力、学習状況調査の札幌市の課題を踏まえ、全国と同様に、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することや、資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することに課題がございますので、こちらの項目を設定しまして、特に3（2）において「データの活用」の領域を具体項目に設定し、データに基づいた判断や主張を批判的に考察することが可能な内容になっているかについて調査研究してまいります。

○長谷川教育長 それでは数学に関しまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

○佐藤委員 まずは、先ほどの国語と社会と同じように指導主事の先生から重視すべきポイントについてご説明いただけますか。

○長谷川教育長 それでは、重視するポイントについて説明をお願いします。

○三浦義務教育担当係長 数学においては、他教科も同様ですが、主体的、対話的で深い学びということで、これまでも数学は数学的活動ということで、計算の方法や数学的事象について互いに説明し合うということが重視されてきましたが、今回の改訂でもなお重視されているところです。1点大きい変化としましては、データの活用という領域なのですが、これまでは資料の整理や資料の活用という領域名だったのですが、今回はデータの活用という領域名で、小学校から高校3年生まで通してこの名称に変わりました。

その背景としましては、情報化が進む社会において、さまざまなデータがあふれている状況の中で、そのデータを正しく読み解き、判断していくことが求められているという社会的背景があると思います。これまで、札幌市においても課題があったところなのですが、全国的にも課題があるところなので、今回特に重点的に調査研究を行いたいと考えているところです。

○長谷川教育長 先ほどの教科の課題のところと今のところで、いかがでしょうか。研究項目、具体項目、中身についてご説明いただきましたけれども、この内容で進めてよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、数学については提案どおりとさせていただきます。次に理科についてです。よろしくお願いします。

○学校教育部長 「理科」では、課題については、教科別項目の3のところですが、「全国学力・学習状況調査」において、課題探究に向けたプロセスを通すことで、科学的に探究して規則性を見いだすことを改善の方向として分析しているということですので、こちらの項目(1)(2)を挙げ、生命を尊重する態度を育む、あるいは、自然災害の取扱いについて調査研究してまいりたいと思います。

○寺田企画担当係指導主事 理科のポイントは大きく2点ありますが、1点目は、今お話しいただいたように、全国学力・学習状況調査の課題に向けて、課題探究をどれぐらい生徒が主体的に行っていくかがポイントになると思います。もう1つは、全国的にも課題になっていますが、理科を学ぶ意義や有用性が感じられるような内容が大事だと思っています。

○佐藤委員 教科別項目の3のところにも、科学的リテラシーの育成、具体的な項目の(2)のところにも科学的リテラシーが出てきていますが、こういったことを意味しているのかご説明いただければと思います。

○寺田企画担当係指導主事 科学的リテラシーを簡単に申しますと、科学的根拠に基づいて、自然の現象を理解していくということになります。先ほど理科を学ぶ意義、有用性という話をしましたが、単元、章を通して学習したことが、身の回りどどのように結びついているか、これを科学的に考えていくというところに重点を置いております。

○佐藤委員 リテラシーという言葉は、比較的広めの意味の気がしていて、先ほどおっしゃったように、理科を学ぶ意義というところに関わってくるのかなと、つまり、科学的に思考するということは、我々が各教科でやっている課題探究的な学習のプロセスを、問題設定のところから、仮説の設定、検証というサイクルを学ばせるということが、科学的リテラシーということだと考えていたのですが、そういった解釈でよろしいでしょうか。いわゆる仮説、検証のプロセスを理科においては特に重視して、教科書を選定するということですね。

○寺田企画担当係指導主事　そうですね。プロセスの部分は非常に重要ですし、科学的リテラシーに包括されているところだと思います。3（1）がまさにプロセスの部分を考えている項目でございまして、3（2）はどちらかというと学習した内容が身の回りの生活や社会とどのように結びついているか、それが教科書の中にどのように掲載されているか、そういったことを見ていこうと思います。

○佐藤委員　分かりました。（1）と（2）で区別があるわけですね。そうしますと、ここでいう科学的リテラシーというのはあくまでも右側に書いてある身の回りの事象や地球規模の環境との結びつきがあることを根拠に基づいて考えるということを目指しているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長　では、阿部委員お願いします。

○阿部委員　同じく3（1）の課題探究的な学習活動の取扱いというところで、具体的な内容にも書かれているように、観察や実験などを行うということだと思っておりますが、昨年の教科書採択の時に、個人的に非常に迷った点でもあって、実際の観察や実験を授業中にリアルにできる場合と、時間単元の問題でできない場合と2通りあると思います。その時に、教科書の特徴で、QRコードから動画のコンテンツに行けて、動画を生徒たちが見て、そこを観察実験の代用にするという特徴的な教科書がいくつかあったと思うのですが、昨年度は、動画に対しての評価項目がないので、項目としては評価になりませんというお話で進んでいきました。

特に中学校になるとリアルに観察や実験が行われることが、先ほどの佐藤委員からのお話にもありましたように、科学的リテラシーにつながっていくという、教科書だけでのリテラシーを子どもたちに育てていくというのは、私も子どもを育てていて、子どもも、理科の実験の様子を非常に頭にインプットしていて、それが生活の中の一部とリンクするということ子ども自身がすごく感じ取っていたという経験をしているので、リアルにできる場合とできなかった場合の補完の仕方について、特にこの内容ですと、それをどうこうするという具体的な内容にはつながっていないのかなと感じるのですが、その辺りを具体的にかみ砕いてご説明いただければと思います。

○寺田企画担当係指導主事　おっしゃるように、理科の場合直接体験というのは非常に大切なことだと思っております。一方で、日本全国のさまざまな環境等

を知る時にICTを活用したものもこれから求められていくと思います。共通項目の1のところ、札幌らしさを理解していく上で、札幌の特徴と同時に、他の地域の特徴も知って、そこと比較しながら札幌の良さ、特徴を学んでいくというところに、他地域のことを、動画等を使って知るといった内容は含まれると思っております。

○長谷川教育長 昨年小学生だったのですが、今回は中学生ということで、動画等が教科書に盛り込まれているところを、評価できるようにするのかしないのかということをお尋ねになられたのだと思うのですが。

○山下義務教育担当係長 QRコードは確かに昨年の小学校の教科書から、多数盛り込まれておまして、それを読み込むと選んだ動画が出るというのはコンテンツとしてたくさんございました。ただ、社によって、QRコードは教科書に掲載はないけれども、別冊のDVDに掲載があるとか、付属の別の教材にあるなどということがあって、補助教材の範疇を含めて調査研究することにもなるので、あくまで教科書の紙面構成として、例えば、実験の結果が先に書いてしまっていると、子どもたちが探究する気持ちが起きない、結果がすでに分かっているので、あくまで教科書の紙面上で、これってどうなっているのだろうという仮説を立てるということを重視し、割り切って、紙面構成としてどうなっているかということで調査研究を進めていきたいと思っております。

○阿部委員 納得できました。

○長谷川教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。特に項目等の追加修正はよろしいですね。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、理科については、提案どおり決定させていただきます。

次に音楽になります。音楽は音楽一般と器楽合奏がありますが、まとめてやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○学校教育部長 まず、「音楽一般」では教科別項目の4(1)において、音や音楽、言葉を用いて他者と協働して音楽活動をする楽しさを味わうことが可能になっているかを調査研究してまいりたいと考えております。それから、「器楽

合奏」は、3（2）により、いろいろな種類の楽器を演奏したり、さまざまな演奏形態を選択したりしながら、学ぶ意欲を高めることが可能な内容となっているかについて調査研究をいたします。

○河合研修担当係長 音楽のポイントも2つあると考えております。1つは思考力の充実、もう1つは、我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実ということです。

まず、思考力の充実に関しましては、ただ教科書に載っているからこの曲を歌うとか、演奏するというだけでなく、どういう表現をしたいのか、どのように人に伝えたいのかということをはっきりと明らかにして、その表現をするために、どんな技能を身に付けたら良いのか、どのように技能を高めたら良いのかということを中心に求めていくことが重視されており、それを他者と協働しながら行うことによって、思考力の充実が図れると考えております。

それから、我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実に関わりまして、単に多くの音楽があるということを知るだけではなく、人々の暮らしと共に音楽文化があり、そのことによって、さまざまな特徴を持つ音楽が存在しているということを理解することを狙った学習であり、まずは日本の伝統音楽等について学ぶことを通して日本の良さを知り、そこから諸外国の音楽の共通点や相違点を知ることによって、さらには、音楽の多様性を理解することにつながるのではないかと考えており、それを調査研究項目に結び付けております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。特に札幌の子どもたちの課題というのは音楽に関してはなかったですか。ないですね。分かりました。

○阿部委員 1点だけ質問させていただきます。音楽も器楽も言葉によるコミュニケーションというところが特徴なのだなと感じたのですが、その後続く、他者という言葉が出てくるのですが、他者というのは誰のことを指しているのか伺いたくて、例えば、生徒間のコミュニケーションなのか、先生とのコミュニケーションなのか、あるいは家庭とのコミュニケーションなのか、それとも、総合してコミュニケーションを図ってくださいと言っているのか、そこがここポイントかと思いましたので、そこを教えていただければと思います。

○河合研修担当係長 授業の中ではやはり、生徒同士のコミュニケーションが比重としては高いと考えております。ただ、ご家庭に帰ったときに、今日の音楽の授業ではこんなことをやったんだよねという報告があったときに、保護者の方がそれはこういうことなのか、と問答することによって、学校での学びが深ま

っていき、それもコミュニケーションの1つと考えられるとっております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○道尻委員 音楽一般の共通項目の1(1)なのですが、札幌らしさを生かした学習活動の取扱いということで、学習の目標が札幌のよさを感じ取ることとなっていますが、そういう位置付けでよろしいのか、ということと、札幌のよさを感じ取るといのは、具体的にはどのようなことを想定して記載しているのか、2点お願いします。

○河合研修担当係長 こちらには、自然環境や文化的環境という2つの項目を挙げておりますが、自然環境に関わりましては、札幌の四季、特に冬や雪に関する情景や人々の生活の様子などをイメージした音楽や歌詞を取り扱った授業等が考えられるとっております。

また、文化的な環境としましては、キタラのパイプオルガンや、ヒタルの多面舞台といった文化施設の関連を図った授業が考えられ、現在札幌市で採択している教科書においては、キタラのパイプオルガンが掲載されており、どのような構造であるか、どのように音を出すのかということを知りながら、札幌の良さや音楽の良さを関連付けた授業を行うことができているので、そうしたことが次の教科書にもあるかどうかということを知りたいと思っております。

○道尻委員 音楽的な素材、あるいは環境といったものを通して札幌のよさを感じてもらおうという、そういうことでしょうか。理解しました。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。音楽についてもこの内容で調査研究を進めるということではよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、提案どおりとさせていただきます。ありがとうございます。

次に美術についてです。よろしく申し上げます。

○学校教育部長 「美術」については、教科別項目の4のところですが、共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進というのを調査研究項目に置きまして、(1)豊かな人間性や社会性を育む学習活動の取扱いの流れの中で、美術や美

術文化について理解を深めることが可能な内容となっているかについて調査研究してまいりたいと考えております。

○森岡企画担当係長 美術科においては、学習指導要領の新しい視点としましては、新たな指導事項はございませんが、より一層重視することとして2点ございます。表現したり鑑賞したりする資質能力を相互に関連させて効果的にその力を育むこと、2点目は生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図ることという2点になっております。

また、表現の領域におきましては、主体的、創造的な活動をさらに重視するというので、全ての学習事項に主題を生み出すことが位置付けられております。生徒自身が自ら強く表したいことを心の中に思い描いて、そのことを豊かに発想、構想して、制作をするということを重視しております。

○佐藤委員 1点目をもう一回お聞かせください。

○森岡企画担当係長 はい。美術には大きく2つの領域がありまして、表現と鑑賞に分かれています。その表現と鑑賞の資質能力を相互に関連させるということになります。それぞれの領域をバラバラに扱うのではなくて、関連付けることでそれぞれに良い効果が生まれますので、それを相互に関連させるというのが1点目になります。

○佐藤委員 その部分を具体的に言うとどういう教育活動になるのですか。

○森岡企画担当係長 例えば、日本の美術文化についての鑑賞を行った後に、あまり時間を置かずに実際に和を扱ったような作品をつくるといったような題材の関連もありますし、一つの表現活動の中に、子どもたち同士の作品を鑑賞する時間というのを効果的に設けて、それを自分の作品にさらに反映させていくというような関連付けがあると思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、美術についても提案通りとさせていただきます。

次に保健についてです。よろしくお願ひいたします。

○**学校教育部長** 「保健」については、教科別項目の3のところ、自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進、設定の理由にあります。全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で、札幌市の場合、ほとんど運動しない子どもの割合が高い、いわゆる二極化という課題があるので、具体項目(3)のところ、運動やスポーツの多様性についての取扱いを具体的な調査項目に挙げており、併せて(2)により、生活習慣病の予防や回復、まさに渦中にありますが、感染症の予防など、健康な生活と疾病の予防についての理解が深まる内容となっているかについて調査研究してまいりたいと考えております。

○**大巻義務教育担当係指導主事** 保健体育改定の要点も2点ございます。まず1点目はつながりに関してです。小学校、高等学校の保健の内容を踏まえた系統性のある指導ができるような改訂を行いました。さらに、体育、保健のより一層の関連を図ることということで、つながりを意識したというのが1点目です。2点目に関しては、学習内容と順序についてです。1年生の体育分野、体育理論の中に、運動やスポーツの多様な楽しみ方という学習内容が追加されました。さらに、小学校5年生の時から、健康な生活と疾病の予防について勉強するのですが、今までは3年生まで行わなかった内容ですが、3年生で行っていた内容について、各学年で取り扱うこととなっております。併せて、2年生から3年生に健康と環境という内容が変更になりました。さらに保健の内容で、ストレスの対処や心肺蘇生法等、応急手当について技能の内容について示されたものです。改訂の要点は以上です。

○**長谷川教育長** ありがとうございます。保健についてご質問、意見等ございましたらお願いします。先ほど説明があったように、体育運動能力については、札幌市はかなり課題があるということで、それを踏まえた上での調査研究の具体的な内容になっているのかと思いますが、いかがでしょうか。

○**佐藤委員** 今教育長がご指摘の部分について、我々は全国体力・運動能力の調査でもってずっと危惧してきているところです。札幌の子どもたちは、なかなか、季節もあるのでしょうかけれども、運動をしない割合が多いということに対応する具体的項目が(3)の運動やスポーツの多様性についてということなのかもしれませんけれども、このつながりを教えていただきたいと思っております。

あまり運動をしない子どもが存在していると、だから、いろいろなスポーツが存在しているのだということが例示されているような、そういう教科書が望まし

いということなののでしょうか。具体的内容というところを見ると、多様性や多様な関わり方、楽しみ方への理解を深めるとありますので、望ましい教科書というのは、さまざまな体の動かし方の方法があるというのを記載していることが望ましいという、そういう解釈でよろしいですか。

○大巻義務教育担当係指導主事 改定の一つに挙げられております、多様な楽しみ方でございますが、今までは取扱いがなかったところでして、今まで中学校に上がって、運動が苦手で、なかなか運動に興味を持っていない子が多くいました。

今後、多様な楽しみ方のところで、する、見る、支えるといった多様なスポーツへの関わり方を学ぶことで、最初から運動嫌いではなく、自分はどのような運動への関わり方ができるのか、というところから、運動につなげていきたいと考えているところです。ですので、こちらの部分については、中学1年生、入学した当初に勉強しまして、3年間通して運動に関わっていけるような内容になれば良いと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。そういった教科書がぜひあればと思っております。どのぐらい選択肢があるのか、我々は分からないのですが。

○阿部委員 どの項目でお話をしたら良いのか、実際には保健ではなくて、家庭分野になるのかもしれないですけども、例えば(2)の基本的生活習慣の確立というところと、命を大切にしている指導の取扱いというところに関連しているような気がするのですが、コロナの関係で、確かに生活習慣病の予防、感染症の予防ということはすごく必要だと思うのですが、あとはストレスへの対処と心の健康は大切だと思うのですが、一方で、予防イコールになるのかもしれないのですが、免疫力を上げるというのが世の中のキーワードの一つになっていて、それがこの中に集約されているのか、それともそこは別のセクションになるのか、その辺りの具体的な内容についてお伺いできればと思いました。

○大巻義務教育担当係指導主事 まず、感染症の予防のところで、免疫力を高めるということを取り扱います。その他に感染症予防対策のためには、感染源対策、感染経路対策、免疫力を高めるなどの感染症対策を学びますが、それ以外にも、運動、食事、休養などによって、免疫力が上がるというような内容を取り扱っていきます。

○阿部委員 では、この中に集約されているという理解ですね。ありがとうございます。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、保健については提案どおりということで、決定させていただきます。

次に技術・家庭でございます。一括してご説明をお願いします。

○学校教育部長 「技術・家庭」については「技術分野」と「家庭分野」に分かれております。「技術分野」では、3の自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進の(2)により、情報技術に関する取扱いということで、今求められている情報技術に関して、十分情報活用能力の育成を図る内容になっているかということについて調査研究をいたします。また、「家庭分野」では、教科別項目4の共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進の(1)により、家族や地域の一員として協力・協働する態度を身に付けることが可能な内容となっているか調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○福井義務教育担当係指導主事 新学習指導要領において、技術分野に新たに求められている点は、特に急速な発展を遂げている情報技術に関して、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、発展させるという視点から、従前からの計測、制御のプログラムに加えて、ネットワークを利用した双方向のあるコンテンツのプログラミングについても取り上げるようなかたちになっております。加えて、情報セキュリティについても充実させることになっております。この点が今回の要点になります。

○高梨研修担当係長 家庭分野の改訂のポイントと、今回の調査研究項目の関わりについて、2点お話しさせていただきます。

家庭分野は目標として、生活の営みに係る見方、考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的、体験的な活動を通して、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し、創造する資質能力の育成を目指すとされました。生活の営みに係る見方、考え方というのは、家庭分野で扱う全ての内容に共通する視点といたしまして、協力、協働、また、健康、快適、安全、生活文化の継承、創造、持続可能な社会の構築など、物事を捉えて考察するとされています。この視点は家族、家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化、少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築などの、今後の社会の急激な変化に主体的に対応で

きる力を身に付けるための視点として、本改訂で明記されたところです。そこと関連して、共通項目の1になりますけれども、家庭科の消費生活、環境の内容において、持続可能な社会の構築を視点として、具体的に調査し、身近な環境をより良くする態度を身に付けることが可能な内容となっているかということ調査することを示しています。

2つめです。今回の改訂におきまして、先ほども申し上げましたが、少子高齢社会の進展に対応するということにおいては、家族や地域の人々とより良く関わる力を育成するために、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容が新設されたところです。そこと関連して、教科別項目の4ということで、地域の高齢者と協働するために、例えば、立ち上がりや歩行などの介助の方法といった介護の基礎的な知識が必要となってくるため、体験的な活動を生徒が考える時に補完する活動例や、具体的な介助の仕方が示されていることなどが調査項目として考えられることとして、設定しております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それではご質問をお願いします。

○石井委員 技術に関して質問なのですが、教科別項目3の(2)双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングというのは具体的にどういったものなのか説明していただけたらと思います。

○福井義務教育担当係指導主事 例えば、題材でウェブページを作成する題材を扱う際、今までは作成するという内容だったのですが、双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングと言いますと、それにプラスして、その中にQ&A方式のクイズを作りまして、何か入力すると、正解ですよとか、答えはこうですよと応答するようなことを双方向性のあるというかたちで捉えております。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、技術・家庭については提案どおりとさせていただきます。

次に外国語についてです。

○**学校教育部長** 「外国語」についてです。共通項目の2のところに、一貫性・連続性のある教育活動の充実とございますが、特に外国語の場合につきましては、より一層小学校の外国語とのつながりを重視することになろうと思っておりますので、共通項目の中に入っておりますがしっかりと調査研究してまいりたいと思っております。

それから、共通項目の3のところですが、自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進、課題探究的な学習活動の取扱いということで、聞くこと、読むこと、話すことのやり取り、話すことの発表、書くこと、の各領域を相互に関わらせながら、技能を高めることが可能な内容となっているかについて調査研究してまいりたいと考えております。

○**上野研修担当係長** 新学習指導要領において、外国語科で求められていることと、今回の調査項目の結び付きにつきまして、2点お話しさせていただきます。

1点目は互いの考えや気持ちを伝え合う対話的な言語活動がより一層重視されており、今回の新学習指導要領に、話すこと、やりとりの領域が設定されているところです。こちらのやりとりにつきましては、調査項目の3（1）課題探究的な学習の取扱いと結び付いているところであります。

2点目に関しましては、小学校外国語との接続が重視されており、既習の語彙、表現などを異なる場面の中で繰り返し活用することでコミュニケーション力を高めるなど、学びの連続性を意識された内容になっているかということが求められております。こちらの内容につきましては調査項目の2（1）具体的な内容の中での、生徒が小学校で身に付けた、学んだ語彙や表現を中学校の外国語活動の中でも、言語活動を通して繰り返し使用することにより、定着を図るということを目指してこのような調査内容にしております。

○**長谷川教育長** ありがとうございます。外国語において札幌の子どもたちにとって課題というものはあるのでしょうか。

○**上野研修担当係長** 令和元年度の全国学力・学習状況調査におきまして、本市のみならず、全国的な課題として、聞いたことに対して書いて応答するなど、複数の技能が統合された活動について、無回答が多く、または、適切に対応できないというような課題が分かりました。

本市におきましても、同様の課題があると考えております。このような課題に適切に対応するためには、外国語におきましてはコミュニケーションの中で、一

方的に話す、または、一方的に書くというよりも、聞いたことに対して話す、時には、読んでいることに対して感想を書くなど、いくつかの技能が統合した活動が考えられます。その内容につきましては、調査項目の3(1)具体的な内容の中の、聞くこと、読むこと、話すことのやりとりと発表及び書くことを相互に関連付けた言語活動についてというところで結び付けております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それでは、外国語に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○佐藤委員 昨年小学校の英語の教科書を拝見して、感じたことは非常にレベルが高いなど。そこでは、中学校のカリキュラムがそのまま小学校にあり続けているというわけではなくて、小学校ではコミュニケーションをより重視するといったような内容の構成になっていたと思うのです。そこでの接続というものを中学校の英語の教科書で重視していくと、どういう接続になるのかというところのイメージというか、学びの連続性と言ったときに、小学校で学んだ英語でコミュニケーションを取るといったような、そういうことが中学校でも引き続き重視されていくということなのか、それとも小学校で学んだことを、例えば中学校では文法とか長文とか、そういうものが増えていくのだと思うのですけれども、関連付けていくという視点で読んだ方が良いのか、そこら辺のニュアンスを教えてください。

○上野研修担当係長 中学校の教科書におきましては、小学校の学習内容との関連に関しまして2点ポイントがあると考えております。1点目は中学校1年生の4月、5月の入門期の段階で、小学校で学んだ内容をどのように反映しているか。もう1点は小学校で学んだことに限らず、既習の事項、既習の言語材料、これを1年生から3年生の教科書を通して、繰り返し使用するような言語活動の仕組みになっているか、これがポイントになってくると思います。

○佐藤委員 2点言葉としては分かったのですが、もう少し具体的にご説明いただけるとありがたいです。

○上野研修担当係長 例えば、小学校では、”went”という”go”の過去形ですけれども、”I went to the park yesterday.”私は昨日公園に行きました。”went”という単語を行った、という意味で関連付けて覚えております。中学校では、この”went”が、”go”の過去形であるということに気付くとともに、例えば、”I was in the park yesterday.”と、どちらの表現が自

分の言いたいことと合っているのか、適切なのかというところについて工夫することが可能になると思います。

○佐藤委員 そうすると、どちらかと言うと、我々が教科書を見る時の視点としては、小学校で重視されていたことが引き続き中学校でも重視されているかというよりは、小学校で学習されてきたことが、どれだけ中学校で整理できるかというか、例えば、今おっしゃったのは文法的な話だと思えるのですが、新しい言語で、もう一度、これまでやってきた小学校のことを整理できるか、意識として身に付けられるかという観点から見た方が良いという、そういう話ですか。

○上野研修担当係長 言語活動を重要視しているというところは、小学校から引き続き、中学校も大切なポイントであると思います。それと同時に、小学校で学んだ言語材料に関し、中学校で繰り返し使用することにより定着を図ると共に、文の構造にも気付くというところが、中学校に求められているところだと思います。

○佐藤委員 良く分かりました。ありがとうございます。

○阿部委員 疑問というかたちでお話しさせていただければと思うのですが、最後の項目のところ、先ほどからポイントとしてお話していただいている、聞くこと、読むことという点においては納得できるのですが、話すことというところで、やりとりは一対一のやりとりを想定されていて、発表がプレゼンテーションするという意味合いだと思うのですが、今までの日本人の主言語というところに、プレゼンテーションというのが出てきていない状況で、いきなり多言語のプレゼンテーションをさせるというところが、私としては非常に違和感と言いますか、日本語のプレゼンテーションがどこかにあって、さらになおかつ、多言語のプレゼンテーションがあるのでしたら分かるのですが、子どもたちにとってハードルの高さと言いますか、教科書採択からは少し離れた意見になってしまうかもしれないですが、そこについて深く教えていただきたいなど。

○上野研修担当係長 話すこと、発表と言いますと、どうしてもプレゼンテーションというイメージになってしまうのですが、これまでの学習指導要領の中にも話すことという項目がありまして、プレゼンテーションという部分もちろんあるのですが、例えば中学校1年生ですと、自己紹介、身近な家族の紹介というのも発表という分野に入ります。

○阿部委員 簡単なことをプレゼンテーションしてみましようね、ということで理解はできるのですが、それを日本語で要求せずに、英語で要求しているというところに、ちょっとした違和感があるというところなのですが、それを言ったとしても大きく変更することは難しいと思いますので、一意見としてお話をさせていただきます。

○石井委員 今の部分で、恐らく発表すること、プレゼンテーション能力は国語が関係すると思うのですが、国語の中でプレゼンテーションと言語活動になると思うのですが、国語の中でもしあれば教えていただきたいのですが。

○市川教職員育成担当課長 国語の教科書の中にも入っているかと思しますので、関連付けられると思います。話すこと、書くことの領域ですね。

○阿部委員 そうだとすると、多言語だけに具体的な研究項目に置くのではなく、国語の時間にもあって然るべきだと逆に思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○山下義務教育担当係長 これは小学校にも関わりますが、子どもが何語で思考しているのか、というところに関わると思うのですが、外国語で思考する子どもは少なく、日本語で思考していると思うのです。小学校の国語や、新しく教科になった5年生の外国語でも、話すこと（発表）という学習があって、日本語で思考しながら、外国語でアウトプットするという経験をすでに小学校からしております。

中学校の国語でも、話すことは課題探究の調査研究の中に入っていますが、外国語でアウトプットするということを引き続き中学校でもやっていくというようにご理解いただければと思います。

○阿部委員 教科書採択とは違う話になってしまうのですが、プレゼンテーションができない大人が非常に増えてきているという現実をここでお伝えしておきたいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○佐藤委員 恐らく阿部委員は話すこと発表というのはプレゼンテーションというふうに捉えられたと思うのですが、恐らく発表というのは上野先生がご説明されたように自己紹介といったような短い発表なのだと思います。間違っていた

ら言ってください。言語領域で自己紹介するのは大事というかですね、私も引率した経験から言うと、自己紹介文を10種類ぐらい作らせると、それは短い言葉で良いのですが、自分のことを海外において表現できるということは、例えば留学をするときに非常に重要なことになってくるので、いわゆる、ここでの発表というのは大規模なパワーポイントを用いたプレゼンテーションということではなくて、自己紹介レベルのことを言っているのかなと思っているのですが、それで正しいでしょうか。

○上野研修担当係長 中学校におきましては、自分の身近なこと、日常的なことで、1年生の段階ではそういったような話題になりますが、3年生になりましたら、社会的な話題にまでも、幅が広がるというようなイメージで、短くはありますが、自分で考えたものを英語で発表する機会があります。

○佐藤委員 3年生ぐらいになると、本当のプレゼンテーションというレベルまで英語でやるということですか。

○上野研修担当係長 協働的なプレゼンテーションも含めまして、そういった機会もあります。

○佐藤委員 そうですか。ありがとうございます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。先ほど阿部委員がおっしゃったように、プレゼンの能力は社会の中で大切な能力だと思いますし、私もそういった能力をどんどん高めていただきたいと思います。外国語でできるというのもそうですが、国語の中で、話し合いとか議論とかディベートもやられると思いますし、ディベート以外にもプレゼンも含めた内容になっているという認識でよろしいですね。ということで、国語とか、外国語の中にも発表が入っているということで理解いたしました。他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、外国語についても提案どおりとさせていただきます。最後の教科になりますが、特別の教科道徳について、ご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 「道徳」では、4(2)により、社会科のところと関わってき

ますが、道徳においても民族や国籍、年齢の違い、障害の有無、性などの人権に関わる学習を通して、ともによりよく生きようとする態度を育むことが可能な内容となっているかについて調査研究してまいります。

○高橋児童生徒担当係長 始めに、道徳の時間が特別の教科道徳に変わりまして、重要視されている部分について説明させていただきます。特別な教科道徳の実施に当たりましては、教師が道徳的価値を教え込むような授業像ではなく、生徒が他者と話し合い、議論しながら、自分たちで道徳的価値を深めていくことが求められているところです。答えが一つではない道徳的な価値につきまして、一人一人が、自分の事として捉え、さまざまな側面や視点で考え、議論するような道徳の推進がポイントとして挙げられます。

また、本市におきます課題につきましては、昨年度一年間、同一の教科書を用いて、既に中学校では道徳科の授業が行われております。その中で、年間35時間、同じ道徳の教科書を用いて授業が行われ、学校や担当する教員によって、教材に差があった部分で、充実度に差があった部分につきましては、ずいぶんその差が軽減されているということが挙げられております。ただ、課題といたしましては、先ほど申し上げましたが、考え、議論する道徳という意味におきまして、生徒が道徳的課題につきまして、自分事として捉えたり、あるいは、多くの他者と議論したりしながら、多面的、多角的に学びを深めるという部分につきましては、まだまだこれから改善の余地があると考えております。

そういった部分について、今回の教科書採択におきましては、教科別項目3(1)課題探究的な学習活動の取扱いにおきまして、教科書の構成等について、課題探究的な学習、考え議論する道徳が行いやすい構成になっているかという辺りにつきまして、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○長谷川教育長 ありがとうございます。それでは、道徳につきまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。

○阿部委員 今のご説明にありましたように、特に道徳の場合は答えが一つではないということで、生徒同士が議論し合って、他者も認め合いながら、自分の考えをアウトプットしていくということなのだろうと思いましたが、道徳の特別な教科として、そこが最も求められる部分だと思います。

教科書に求められるものなのか、私も分からないような質問なのですが、全ての具体的な内容が可能な内容になっているかというのが最終的なゴール地になっていて、子どもたちが議論を深める、答えが一つではないわけですから、インプットした後にアウトプットできるような思考の整理が道徳は特に求められる

領域ではないかなと個人的に思うのですが、それについてお話を伺えたらと思います。

○高橋児童生徒担当係長 今お話がございましたように、子どもたちが、答えが一つではない課題について、話し合いをしながら深めていくということは非常に大切なポイントになっています。その中で、教科書の取扱いという意味では、教科書のつくり、構成では、主題、テーマ、この時間の中でどういったことを学ぶのかということが書いてある教科書もあれば、書いていない教科書もあります。また、教科書の中の問い、振り返り等の記載もさまざまです。子どもたちが自分たちの考えをいかに整理し、整理された自分の考えを表出し、議論しながら深めていくことができるような教科書のつくりについてはどのようなものかについては、先ほども話にありました、3（1）の中で、教科書の構成というところで調査研究してまいりたいと考えております。

○阿部委員 分かりました。最後の道徳的価値と自分との関わりについて考えを深める学習活動が可能な内容となっているか、というところに、それが集約されているという理解で良いですか。

○高橋児童生徒担当係長 そうですね。

○阿部委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

○佐藤委員 良く分かりました。

○長谷川教育長 はい。それでは、道徳についても提案どおり決定させていただきます。

次に、高等学校、それから、特別支援学校の教科書の採択についてご説明いただければと思います。

○学校教育部長 高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての「調査研究の基本方針」について、ご説明させていただきます。

議案の「高等学校」のインデックスのページをご覧ください。「令和3年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」ですが、「1」の「調査研究の方法」にあるとおり、各学校から出される、

学校ごとの使用希望教科用図書等について、「2」にあります「調査研究の観点」により、調査研究を行っていくものです。

次に、「特別支援」のインデックスのページをご覧ください。調査研究の基本方針でございますが、「1」の「調査研究の方法」のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書について、「2」にあります「調査研究の観点」により調査研究を行っていただくものであります。

これに加えまして、種目によっては、「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合については、同様に調査研究を行うこととしております。説明は以上でございます。

○長谷川教育長 それでは、ご質問、ご意見があればお願いいたします。先ほどご説明があったように毎年のことでございますけれども、よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、以上で議案第3号全体を通しまして、何かございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号につきましては、提案どおり決定させていただきます。議案第4号、報告第5号につきましては、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開